

国立大学法人旭川医科大学法人文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学法人文書管理規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学法人文書管理規程（平成23年旭医大達第163号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(文書管理者等)</p> <p>第5条 <u>監査室</u>及び事務局各課（以下「各課等」という。）に、文書管理者及び文書管理担当者を置く。</p> <p>2 文書管理者は、<u>監査室</u>にあつては室長を、事務局の各課にあつては課長をもって充てる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年5月25日から施行し、改正後の第5条の規定は令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>令和4年4月1日付け事務局等組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(文書管理者等)</p> <p>第5条 <u>学長政策推進室、監査室</u>及び事務局各課（以下「各課等」という。）に、文書管理者及び文書管理担当者を置く。</p> <p>2 文書管理者は、<u>学長政策推進室及び監査室</u>にあつては室長を、事務局の各課にあつては課長をもって充てる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(略)</p>